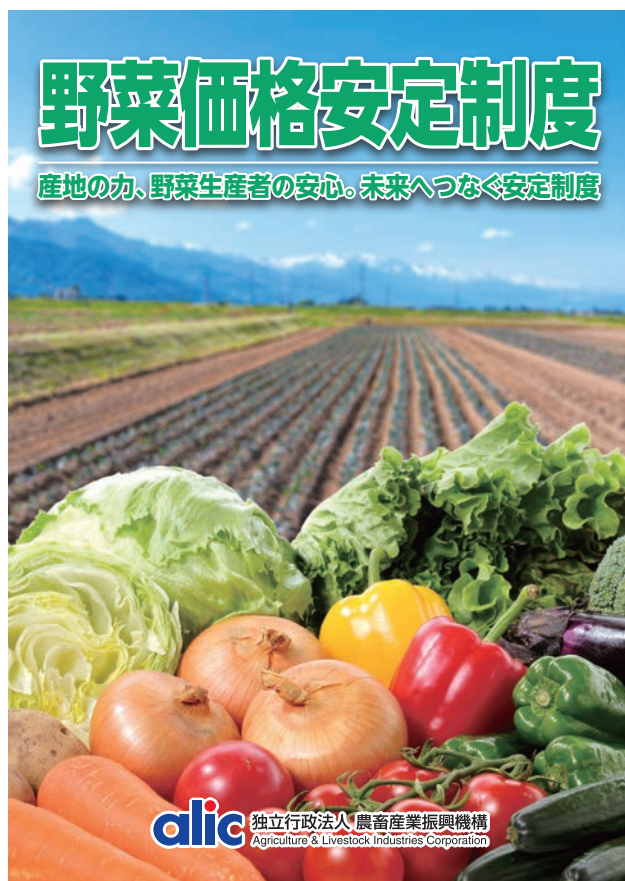


## 野菜価格安定制度（指定野菜価格安定対策事業） のパンフレットのご案内

野菜業務部 管理課

野菜価格安定制度（以下「野菜制度」という）は、昭和41年の制度創設から今日に至るまで50年以上にわたり、野菜生産者の経営安定を通じて、消費地への野菜の安定供給と価格の安定を図ってきました。

野菜は、天候などによって生産量や品質が大きく左右される上、保存性に乏しく、出荷量を調整することが難しいため、卸売市場などに供給される量の多寡により価格が乱高下しやすく、生産者の経営安定や消費者への野菜の安定供給に重大な影響を及ぼします。このため、野菜の価格を安定させることは非常に重要な課題となっています。これらの課題に対応するための、野菜制度の役割と重要性、また、指定野菜価格安定対策事業の活用メリットや、制度加入の手続きなどが分かりやすいように解説したパンフレットを制作しましたので、ぜひご活用ください。



パンフレットは当機構のホームページからも閲覧・ダウンロードが可能です。  
[https://www.alic.go.jp/y-suishin/yajukyu01\\_000319.html](https://www.alic.go.jp/y-suishin/yajukyu01_000319.html)



野菜価格安定制度全体の詳しい内容はこちらからご覧いただけます。  
[https://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02\\_000002.html](https://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02_000002.html)

## 野菜価格安定制度の役割と重要性

野菜価格安定制度には3つの役割があり、産地形成への貢献や、生産者への補給金を通じて消費者が安心して野菜を手にすることに寄与しています。

### ① 安定供給を担う野菜指定産地を形成

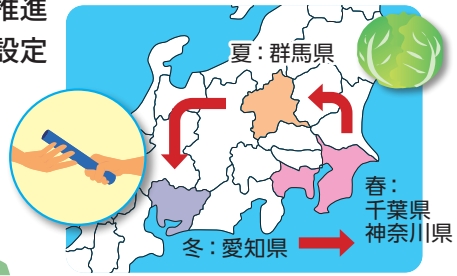
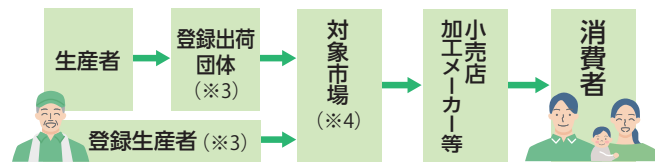
- 一定規模以上で出荷を行うために形成された産地を指定する(指定産地)ことで、まとまったロットで消費地へ対象野菜(※1)を安定出荷
- 一定量を集出荷することで、安定価格を形成

※1 対象野菜(指定野菜)とは、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタスの合計14品目です。



### ② 計画生産・出荷の推進により需給の安定を下支え

- 国の需給見通しを踏まえた計画生産・計画出荷を推進
- 産地の生産状況に合わせて対象出荷期間(※2)を設定することで通年供給を下支え



- ※2 対象出荷期間とは、補給金の交付業務の対象となる対象野菜(指定野菜)の出荷時期の区分であり対象野菜ごとに定められています。
- ※3 登録出荷団体、登録生産者とは、指定産地で対象野菜(指定野菜)を生産・出荷する団体、法人及び個人のうち、alicへ申請し、登録を受けた者です。詳しくは、alicへお問い合わせください。
- ※4 対象市場とは、中央卸売市場及びalicの定める地方卸売市場等です。

### ③ 価格低落時には補給金の交付で生産者の経営への影響を緩和

- 価格が下がったときは補給金で経営をサポート
- 次期作を確保して、安定生産・安定出荷に貢献



### 制度の生い立ち

高度経済成長により野菜需要が急増した昭和30年代後半、都市化の進行で近郊産地の供給力が落ち、価格の乱高下が深刻な問題となっていました。当時はまとまって出荷する産地が少なく、安定した出荷が難しい状況でした。このため、昭和41年に「野菜価格安定制度」が創設され、全国で野菜栽培の産地化を進め、切れ目のない供給体制が構築されています。

以来50年以上、情勢の変化に対応しつつ、安定供給と農家経営の支えとして役割を果たし続けています。

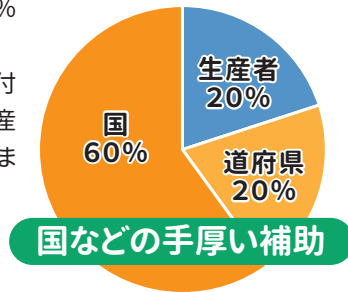
## 野菜価格安定制度(指定野菜価格安定対策事業)活用のメリット

安心して野菜の生産・出荷を続けられるよう  
野菜価格安定制度がサポート

### 生産者負担は最大2割

資金の積立てには、  
国60%、道府県20%  
の補助があります。

また、補給金の交付  
がなかった場合、生産  
者の負担金はそのま  
ま積立てられます。



### 出荷期間終了から約2ヶ月の スピーディーな補給金交付

対象野菜の出荷期間終了後、約2ヶ月後に補給金  
が交付されます。

(例) 9月末に出荷期間が終わる夏秋きゅうりの場合

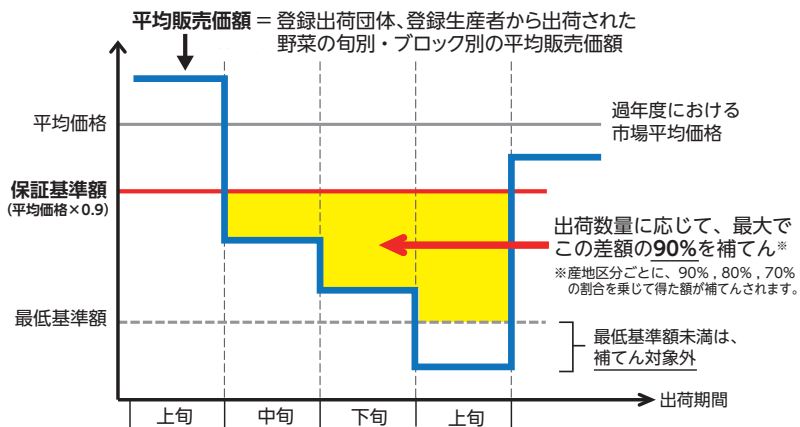


## 補給金は上旬・中旬・下旬の旬別にきめ細かく算定!

### ●短期間の気象・需給の変動も、しっかりサポート

野菜の市場価格が保証基  
準額より低落した場合、低落  
相当額が補てんされるので、  
経営の支援となり、安心して  
野菜の生産ができます。

補給金は、価格変動に細か  
く対応するために上旬・中  
旬・下旬の旬別(一部品目  
は月別)で計算します。



市場価格の変動などの不安も、旬ごとの細やかなサポート。

生産者の持続的な経営を支援する仕組みです。



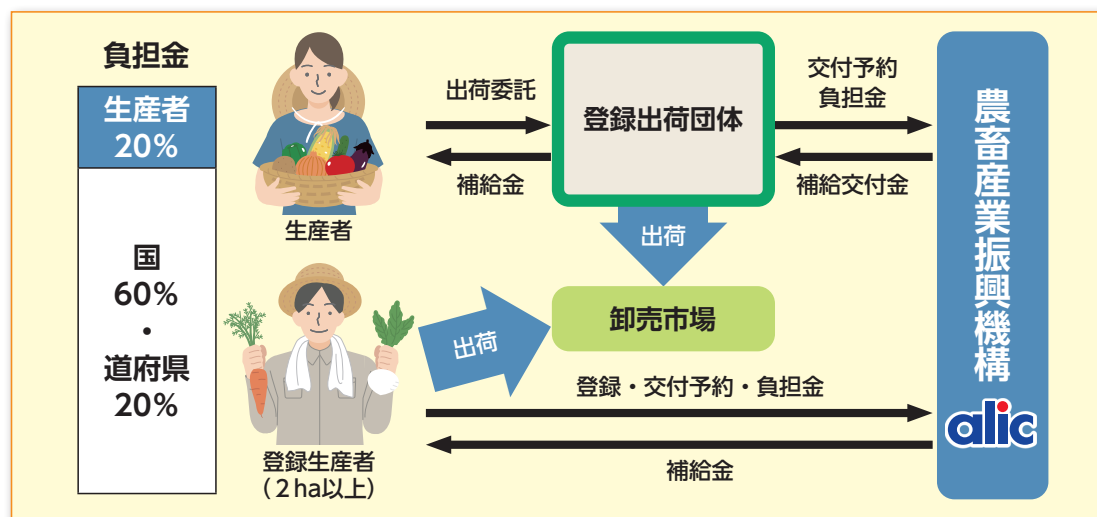
### ブロッコリーが指定野菜に追加!

国民生活に重要であると国が位置づける「指定野菜」に令和8年度からブロッコリーが  
追加されます。今後、安定供給につながる事が期待されます。

野菜生産者の皆さんへ

## 制度加入の手続き

制度に加入するには、指定産地の生産者であることが前提であり、「登録出荷団体」を通じて加入する方法と、「野菜生産者（対象野菜の作付面積がおおむね 2ha 以上）」が直接 alic に登録をして加入する方法があります。



制度加入の手続きはカンタン！

登録出荷団体 (JA、出荷団体等) へ  
相談・申込み

2ha以上の野菜生産者の方は  
alicへ直接申請も可

価格低落時は  
補給金でサポート

ご不明な点はalicまでお問い合わせください！



※野菜価格安定制度には、指定野菜価格安定対策事業のほか、契約野菜安定供給事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業もあります。

お問い合わせ先

**alic**

独立行政法人 農畜産業振興機構 野菜業務部  
Agriculture & Livestock Industries Corporation 管理課

(エーリック、農畜産機構)

**TEL : 03-3583-9449**



詳しくは Web で！ (市場出荷も契約出荷もサポート)

alic 野菜価格安定制度

検索

[https://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02\\_000002.html](https://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02_000002.html)